

Heiner Abels
Wirtschaftsstatistik

ハイナー アーベルス
高橋政明
坂田幸繁 訳
濱砂敬郎

経済統計

法律文化社

經 濟 統 計

高 橋 政 明
坂 田 幸 繁 訳
濱 砂 敬 郎

法律文化社

原著者紹介

ハイナー アーベルス (Heiner Abels)

1944年生まる。

1974年より、ボーフム大学経済学部講師、経済学博士

訳者紹介

高橋政明 鹿児島大学法文学部助教授(第1章)

坂田幸繁 中央大学経済学部助手(第2章)

濱砂敬郎 九州大学経済学部助教授(第3章、補章、まえがき)

〈検印省略〉

定価1700円

1982・6・15 第一刷発行

経 済 統 計

訳者代 濱 砂 敬 郎

発行者 柴 田 穰

発行所 株式 法律文化社

京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町71
振替京都10617番・Tel (075) 791-7131

© 1982, Hamazuna, Printed in Japan

3033-203016-7729

日本写真印刷株式会社・池田製本所

まえがき

この「経済統計論」は、おもに経済学を専攻する学生（第1学期）のために書かれている。予備知識はまったく前提されておらず、とくに第1章では、指数ないしは変量計算のような基礎的な方法が、（官庁の）経済統計の利用者の立場にたって述べられている。

第2章においては、価格変動、需要変動、ないしは貿易変動のように、重要な基本的な分野が考察されており、調査周期の短い（経常的な）官庁統計が考察の中心である。そこでとりあげている問題は、近年、景気変動がきわだった特徴をみせているために、強い関心を寄せられている。経済理論の概念ないしは問題設定と経済統計の方法を比較するならば、経済統計の情報が、きわめてまれにしか有効に役立つとは考えられないことが明らかになる。一方において、経験的な経済研究の重要性が高まっており、他方において、しばしば経済統計をあまりにも粗雑に処理するにもかかわらず、数理統計学の手法や計量経済学の方法が経済学において広く利用されていることにたいする疑問がきわだってきているために、官庁の統計活動においてもちいられている方法と定義に強い関心が呼びおこされている。そ

れに関連して、本章には誤差および誤差増減の節を設けている。

第3章は、国民経済計算のもっとも基本的な要点をまとめている。

経済統計論の学習や演習において、論述の例解や素材としてもちいるために、それぞれの箇所の例に、基本的な官庁統計の具体的な数値が引用されている。さらに、(たとえば、指数や比率の計算のような) 解析法がもられており、また(補章において) ドイツ連邦共和国の成長循環をデータ化することが試みられている。

励ましを続けていただいた H. ライヒャルト教授と B. シッ
プス教授に、とくに感謝する。

ハイナー アーベルス
(Heiner Abels)

目 次

まえがき

表 索 引

第1章 基本概念	1
1. 経済統計学，統計的方法論および経済学	1
2. 官庁統計	3
2.1 組織(4) 2.2 分類法(8) 2.3 調査 形態(13) 2.4 主要な統計調査(15) 2.5 資料(28)	
3. 方法的基礎.....	30
3.1 経済統計データ変形(加工)の初歩(30)	
3.2 平均値(34) 3.3 指数(36)	
4. 経済統計データにおける誤差と誤差の増減.....	47
4.1 誤差の種類と誤差の原因(48) 4.2 誤差 の増減(50)	
第2章 経済統計各論	55

1. 物 価	55
1.1 生計費指数(57)	
1.2 産業生産物の生産者物価指数(66)	
2. 需 要	69
2.1 販売(70)	
2.2 受注指数(72)	
2.3 受注残高指数(77)	
3. 生 産	78
3.1 産業生産と生産価額(79)	
3.2 純産業生産指数(83)	
3.3 総産業生産指数(87)	
4. 雇用と失業	90
4.1 就業状態(90)	
4.2 産業における従業者数(94)	
4.3 「登録」失業者数と求人数(95)	
5. 所 得	98
5.1 実収入指数と賃金総額, ないしは給与総額(99)	
5.2 所定収入指数(101)	
6. 生 産 性	103
7. 外国貿易	106
7.1 定義(107)	
7.2 貿易価額, 貿易数量, お	

よび貿易指数(113)

第3章 国民経済計算119

1. 経済循環の記述119

1.1 勘定体系(120) 1.2 記述形式(122)

2. 社会生産物計算125

3. ドイツ連邦共和国の国民経済計算130

3.1 発生計算, 支出計算および分配計算(131)

3.2 部門分類(132) 3.3 勘定構成(135)

3.4 ドイツ連邦共和国の1972年国民経済計算
(139)

4. 投入産出表157

4.1 投入産出表の構成(158) 4.2 投入産出
表の記述的利用(160)

補章 景気変動と循環期の確定165

事項索引

表 索 引

第1表	連邦統計の經常活動	8
第2表	經濟部門分類における大分類	9
第3表	商品生産産業および産業	10
第4表	ラスパイレス法およびパーシェ法による指数	38
第5表	総合式	41
第6表	相對誤差	52
第7表	生計費指数	59
第8表	主要な生計費指数のウェイト	60
第9表	生計費指数にかんするおもな具体的数値	63
第10表	産業生産物の生産者物価指数	69
第11表	国内および国外販売額にかんするおもな具体的数値	72
第12表	受注統計と受注残高統計におけるおもな具体的数値	78
第13表	純産業生産指数の継続記録にかかわる代替系列	86
第14表	純産業生産指数と総産業生産指数にかんするおもな具体的数値	89
第15表	就業概念と生計概念	92
第16表	従業上の地位別就業者数と週当たり平地労働時間	93
第17表	失業と雇用にかんするおもな具体的数値	97
第18表	実収入と所定収入にかんするおもな具体的数値	102
第19表	貿易統計における商品流通の定義	111
第20表	貿易の動向に関するおもな具体的数値	115
第21表	国内生産物と国民生産物	127
第22表	国民經濟計算の部門構成	133
第23表	国民經濟計算の勘定グループ	137
第24表	国民經濟計算の総合値 1972年	149
第25表	国民經濟計算の物価指数	155
第26表	投入産出表の基本構成	159

第1章 基本概念

この章では、(統計学と経済学との現在の関係を概観したあとで)まず、経済統計データの利用者にとって関心の深い、官庁統計の組織原則と分類方法を示す。調査技術、主要な調査およびデータ源について簡単に述べたのちに経済統計において重要な方法的基本概念が述べられる。この場合にも、利用に役立つようにテーマが選ばれている。本章の最後に経済統計データの正確性および誤差の増減という問題を考察する。

1. 経済統計学，統計的方法論および経済学

経済統計学の課題
適合問題

統計学の主要課題は、経済学の一分科としては、おもに経済

的集團現象の数量的把握，記述および分析と思われる。そのさい，統計学は，基本的に確率論に基礎をおくデータ解析の方法の総体（統計的方法論）と，経済的事実の組織的，数量的把握および記述の学（経済統計学）とに分かれる。

データの収集および結果の表示の領域では統計的方法論と経済統計学が重なり合うけれども，経済統計学の方法を統計的方法論から導くことは部分的にしかできない。経済的集團現象の歴史的不可逆性のゆえに，またさまざまな目標設定のゆえに，経済統計の手法は，経済的事実の具体的記述と分析のなかで得られた経験に大きく基づいて発展させられてきた。したがって，経済統計情報の証言力は，（おりおり変化する）調査方法および解析方法に直接にかかっている。それゆえに，経済統計データの（組織的）生産とそれらの解釈は，緊密に関連している。

経済統計学と経済政策の協力は，つぎのことによって特徴づけられる。すなわち，経済政策決定の基礎づけおよび実施された政策の効果のチェックが，関連する経済統計の数値資料に大きく依存していることである。したがって，たとえば連邦統計局が提供する経済動向に関する短期指標体系の拡充は，近年の景気政策の欲求と対応している。

経済統計学と経済理論との関係は，あまり緊密でないことがわかる。経済理論家の目からすれば，経済統計情報を用いてつ

ぎのいずれかを為すべきである。

——経済モデルの定式化に役立つような経験的規則性を発見すること、あるいは、

——理論的に導かれたモデルを経験的に再検討すること。

しかし、この企ては、(しばしば他の利用目的に作成された)データ資料が不完全であるために往々失敗する。第2に、経済理論のモデル概念と、経済的事実を具体化すべき経済統計の概念および方法との対照性の問題がある。経済理論と経済統計学の協力においては、対照性に関して論じられている適合問題の解決が本質的な課題である。

2. 官庁統計

法的根拠づけ
申告義務と守秘義務
専門的集中
商品生産産業／産業
主たる活動
企業／事業所
第二義統計／第一義統計
一部統計

典型抽出
 切り捨て法
 ミクロセンサス
 費用構造統計
 商品生産産業センサス
 産業報告
 所得および消費調査

2. 1 組織

ドイツ連邦共和国における官庁統計には、つぎのような役割がある。すなわち、財政目的、行政課題、経済政策のために、および社会政策的・経済的状态の一般的観察のためにデータ資料を提供することである。多様な経済的・イデオロギー的利害集団に直面するから、対応する数字資料を収集し、整理する任務は、独立の(官庁の)機関に委任する必要がある。ドイツ連邦共和国の官庁統計には、主として統計業務が委任される(独立した)官庁の活動と、(分離しない)官庁部内の活動が含まれる。

(独立の)官庁には、連邦統計局、州統計局および市町村統計局が属する。連邦統計局は連邦内務省管轄の独立の上級官庁であって、その長は方法的、科学的問題における専門的命令だけに制限されていない。

(分離していない) 官庁部内のグループにはつぎのような部局がはいる。すなわち、統計業務が主たる活動ではないが、活動の範囲内で統計の基礎資料が発生し、その加工が業務の過程とほとんど切り離されない部局である。ここでは、とくにつぎのものを挙げることができる。すなわち、ドイツ連邦銀行(通貨および金融統計)、連邦労働協会(労働市場統計)、保険機関および住宅金融機関のための連邦監督局(保険統計)、ならびに連邦運輸省あるいは連邦自動車庁(運輸統計の一部)。

ドイツ連邦共和国の非官庁統計のなかで重要なものは経済団体と経済研究所および経済学研究所の統計である。そこでは、一つ一つをみるとしばしば、特定の(たとえば、官庁統計が無視した)問題群について専門的である。

官庁統計の活動は、つぎの組織原則によって決定される。

——法的根拠づけ

——専門的集中 および

——地方的分散。

法的根拠づけとは、連邦統計の活動の範囲が立法府によって確定されるということである。すなわち、とくに連邦統計は原則として法律によって規定されねばならず、連邦統計局は独自に調査を(標本調査も)行なう権限を持たない。ある調査の結果が、調査時点ですでに確定している連邦目的を達成するために必要である場合(そして、年費用が500,000マルクを越えない場合)

には、連邦政府は、(有効期限3年以内の)政令によって連邦統計局に統計調査を命ずる権限を与えられている。

法的根拠づけの原則の関連において、申告義務と守秘義務を理解することができる。申告義務が課せられた範囲について、すべての自然人および法人は、合法的になされた質問に対して(口頭または文書による)ありのままの、完全な、期限どおりの、そして通例無報酬の回答を義務づけられている。それによって、現代の調査には、完全な申告義務が存在する。違反には、法令違反として10,000マルク以下の罰金が科せられている。しかしながら官庁統計の実際の活動をみると、しばしばわかることだが、法的根拠だけでは被調査者の申告意志を確保するためには不十分である。申告意志の欠如(不正確な、誤ったあるいは虚偽の回答)は、公表されるデータ資料の質を直接的にそこなう。

被調査者の申告義務は、実査を担当する官庁当事者の守秘義務と対応する。守秘義務は、個々の申告義務者の申告について秘密にすべきことを規定している(この『絶対的』守秘義務は、とくに脱税の場合にも存在する)。守秘義務の原則に対する(故意の)違反には(6カ月以下の)禁固刑を科することができる。申告義務と同様に、守秘義務もまた官庁のデータの質に影響を及ぼす。被調査者のありのままの申告は、しばしば、つぎのような場合にのみ期待できる。すなわち、申告が統計目的にのみ利用され(それぞれの法的根拠がなんらそれ以上の利用目的を規定していない場

合)、個人の事実について第三者が推論できないことが保証される場合である。

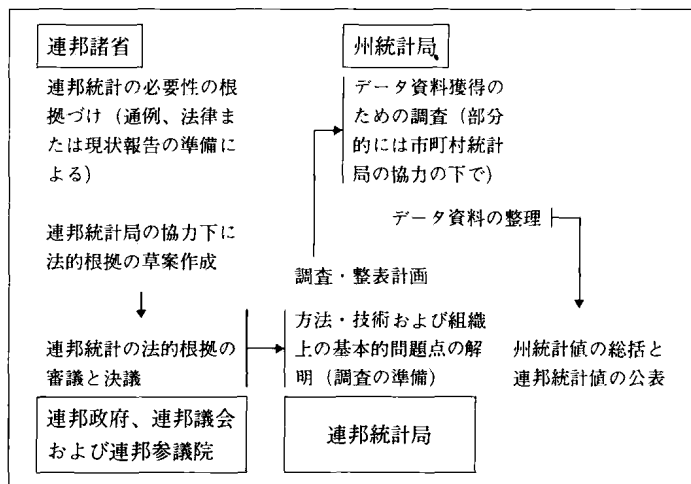
専門的集中および地方的分散という組織原則は、ドイツ連邦共和国の連邦構成にしたがって、連邦統計局と州統計局および市町村統計局との協力を定めている。

専門的集中の原則は、つぎのことを定める。すなわち、連邦統計局は、その調整機能の範囲において連邦統計の作成について方法的、技術的に準備し、連邦に関する結果をとりまとめねばならない。調査と整表の業務は、中央実施の統計ではない場合、通例、州統計局もしくは市町村統計局に委任される(地方的分散)。州統計においては、州統計局がそれぞれの調査の担い手である。

中央(連邦統計庁による)実施の統計でない場合の連邦統計の普通の流れが、第1表に(非常に単純化して)示されている。連邦統計中央実施の場合、調査とデータ資料の整表もまた連邦統計局が行なう。

連邦統計局は、連邦統計の調整のさいおよび活動分担のさい、統計諮問委員会(とくに方法・技術上の問題の場合、統計諮問委員会に設置される専門委員会)に諮問する。現行の作業プログラムならびに計画されている新しい連邦統計の不可欠性と緊急性は、統

第1表 連邦統計の經常活動



計の調整と合理化に関する各省連合委員会によって検討される。

2. 2 分類法

分類法は、考える経済的事実(経済活動、制度など)に関する分類表である。それは、同じ統計単位が種々の統計で同じ分類区分にならべられることを保証するはずである。官庁統計では、主としてつぎの分類法が用いられている。

A. 企業および事業所分類

(なかでも、経済部門分類および月次産業報告のための分類表)

B. 公財政および個人家計の分類